松本市地域包括支援センター業務委託仕様書

第１　件名

松本市地域包括支援センター業務委託

第２　目的

本仕様書は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４７の規定に基づき本業務の受注者（以下「受注者」という。）が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

第３　担当区域

本業務を行うセンターの担当区域は、次のとおりとする。

区域	担当地区
東部	第三・入山辺・里山辺

担当区域を越えた業務については、その区域を担当するセンターと連携を図りながら実施すること。

第４　名称及び設置

名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名　　称	所　　在　　地
松本市東部地域包括支援センター	松本市里山辺９１０番地１

第５　契約期間等

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

１　契約の辞退

翌年度の契約を辞退する場合、受注者は９月３０日までに書面をもって発注者に申し出ること。

２　契約の解除

発注者は受注者が次のいずれかに該当するときは、契約の満了を待たずに契約を解除することができる。なお、契約解除された受注者は、次の事業実施者が支障なく円滑に業務を実施できるよう、速やかに引継ぎを行うこととする。

⑴　受注者が本仕様書の要件及び法令等を遵守しないとき。

⑵　受注者が適切、公平、中立かつ効率的に業務を実施せず、発注者の是正に従わないとき。

⑶　その他、発注者及び松本市地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるとき。

第６　業務日及び業務時間

１　業務日

⑴　月曜日から金曜日までとする。

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く。

ただし、休日にセンター事業を実施することは差し支えない。

２　業務時間

午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

ただし、業務時間帯以外であっても地域住民、関係団体等の会議への出席を求める場合もある。

３　業務時間外の対応

夜間等の緊急対応に備え、電話等により連絡が取れるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じること。

第７　業務内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

１　包括的支援事業

⑴　介護予防ケアマネジメント業務（法第１１５条の４５第１項第１号二）

⑵　総合相談支援業務（法第１１５条の４５第２項第１号）

⑶　権利擁護業務（法第１１５条の４５第２項第２号）

⑷　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第１１５条の４５第２項第３号）

⑸　在宅医療・介護連携の推進に関する業務（法第１１５条の４５第２項第４号）

⑹　生活支援サービスの体制整備に関する業務（法第１１５条の４５第２項第５号）

⑺　認知症施策の推進に関する業務（法第１１５条の４５第２項第６号）

２　介護予防・日常生活支援総合事業（法第１１５条の４５第１項）

３　指定介護予防支援事業（法第８条の２第１６項）

４　多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第１１５条の４６第７項）

５　その他、発注者が指示する業務

⑴　地域ケア会議開催等に関する業務

⑵　認知症地域支援推進員に関する業務

⑶　重層的支援体制整備事業に関する業務

⑷　センターを適切に運営するために必要な業務

⑸　各種審議会、協議会、研修会等への参加

⑹　発注者が主催する研修会等への参加

⑺　認知症サポーター養成講座に関する業務

⑻　ステップアップ講座に関する業務

⑼　チームオレンジまつもと宣言支援に関する業務

⑽　チームオレンジまつもと活動支援に関する業務

⑾　まつもとミーティングへの支援に関する業務

⑿　発注者が必要と認める業務

第８　職員体制

１　業務を行うにあたって、指定介護予防支援事業所としての管理者を定めるとともに、次の職を有する常勤職員を各１名以上配置すること。

⑴　保健師又は保健師に準ずる者

保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する看護師とする。なお、この看護師に准看護師は含まない。

⑵　社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者

社会福祉士に準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者とする。

⑶　主任介護支援専門員

２　総合相談支援業務を強化するため、センター業務全体に対応することができる常勤職員を１名以上配置すること。この職員は上記１の職を有する者もしくは次のいずれかの者とする。

⑴　介護支援専門員

⑵　経験ある看護師

⑶　高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事

３　認知症地域支援推進員を１名以上配置すること。認知症地域支援推進員の要件を満たしていれば上記１及び２の職員が兼務することができる。なお、認知症地域支援推進員研修を受講することが望ましい。

４　配置した職員のうち、１名をセンター長として、発注者に報告すること。

５　地区の担当者を発注者に報告すること。なお、地区の主担当は上記１の職を有する者とし、それ以外の者は副担当とすること。

６　配置職員の異動

配置した職員に変更が生じる場合は、概ね３０日前までに発注者に書面をもって報告し、事前に承認を得ること。

７　上記１及び２に規定するいずれかの職員が退職、育児休暇及び病気療養休暇を取得する場合は、速やかに発注者に報告するとともに代替職員を補充すること。

８　各業務を適切に実施するため、センター以外の業務との兼務は認められない。

第 14　法令等の遵守

受注者は、センターを運営するにあたっては、法及び関係法規を遵守すること。